

黒部市公益的機能を有する松に対する松くい虫被害伐採事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒部市補助金等交付規則（平成18年黒部市規則第34号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、黒部市公益的機能を有する松に対する松くい虫被害伐採補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、市内において防風、飛砂及び潮害の防備等の公益的機能を有し、生活環境の保全及び形成を担う松林について、松くい虫被害の拡大及び枯損木の倒壊による二次被害を予防するため、業者等に委託して松くい虫による枯損木の伐採処理を行うことに要する経費（以下「処理経費」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

- (1) 松くい虫被害による枯損木が存する土地の所有者であること。
- (2) 個人では伐採処理の実施が困難なため、業者等に伐採処理を委託する必要があること。

(補助率等)

第4条 補助率は、処理経費の2分の1以内とし、5万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1申請地につき1年度1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、黒部市公益的機能を有する松に対する松くい虫被害伐採事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書（様式第2号）
- (2) 処理経費の見積書
- (3) 着工前の現況写真
- (4) 位置図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定通知をするものとする。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後1箇月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い期日までに、黒部市公益的機能を有する松に対する松くい虫被害伐採事業補助金実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成績書及び収支精算書(様式第4号)
- (2) 処理経費の領収書
- (3) 完了後の現況写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の取消)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を申請目的以外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第34号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。